

高商連ニュース

高知県商工団体連合会 NO.1026(54-19)
〒780-8035 高知市河ノ瀬町33
TEL088-832-4838 FAX088-832-3126
Eメール kosityoren@citrus.ocn.ne.jp
ホームページ kosityoren.jp
このニュースはホームページでもご覧になれます



QRコード

インボイス実施延期の対話・運動、仲間増やしに参加しよう

■2022年 秋の運動 (仲間増やし)

10/16 現在	大				成果 会員
	読者	会員	共済	婦人 青年	
安芸	0	0	0	0	0
香美郡	1	1	3	0	1
南国	2	0	2	0	1
高知	4	1	2	0	3
仁淀川	0	0	0	0	0
須崎	1	0	0	0	1
中村	1	1	0	0	0
計	9	3	7	0	6

成果会員：読者か会員を拡大した会員(紹介含む)

高知商工会議所を訪問・懇談

10月11日、東谷高商連会長、入江事務局長、牧高知民商事務局長は、高知商工会議所を訪問し、岡林成海中小企業相談所長とインボイス制度について懇談・情報交換をしました。

岡林所長は、「民間の調査だが、8月末のインボイス登録は法人で40%台、個人は1ケタ。最近になって関心も高まってきており、30人の講習会を60人以上の定員に増やして行っている。インボイスの言葉は知っているが内容を知らない人がまだ多い。コロナで事業者の対応が遅れている。スーパーなどの大きな事業所が動き出せば、もっと関心が高まるのでは。実施延期も一つの選択肢ではあるが、当会議所の税制委員会、業種別部会からは『延期』の要望は出てきていない」と述べました。

土佐市議会 全員賛成で

インボイス延期の意見書採択

8月下旬、仁淀川民商では、土佐市といの町の9月議会に「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」採択の陳情書を提出しました。残念ながら、日高村の9月議会には陳情書が間に合わず、提出できませんでしたが、土佐市では、民商会員で

ある村上信夫議員に提出を手伝ってもらい、無事「採択」されました！

村上議員は、今まで「桜を見る会」「消費税減税」「核兵器禁止」などの意見書の提出をしてきましたが、今までは、すべて否決になってしまっていたので、「今回もダメなのではないか」と

消費税学習・講演会 コロナ禍、物価高の今こそ 消費税の減税を 講師 大門実紀史元参院議員



11月3日(木・祝)
午後1時30分～3時
人権啓発センター
(高知市本町4丁目)
■ズームでも視聴、参加できます

参加費(資料代)300円
ズーム参加の方もお願いします
■終了後「消費税をなくす高知県の会」の総会を開催します
主催：消費税をなくす高知県の会
■参加申し込みは、各民商または高商連事務局までお願いします。

いの町の生活再建・伴走型の滞納整理の取組み⑧

8 検討・今後の課題(まとめ)

低所得者世帯(生活困窮世帯)に対する滞納整理として、やみくもに差押を行っても、それは世帯全体の生活破綻を招くだけであり、一時的に滞納が解消されたとしてもそれは真の意味での滞納整理とはなりません。なぜなら、税金は単年度のみ課税されるわけではなく、後年度も引き続き課税され、一向に担税力の回復は見込まれないからです。

それだけでなく、生活再建が必要な方が行政が精神的にも、また財産的にも追い込む結果となってしまう、このような処分が果たして町民に寄り添う真の行政のあるべき姿であるといえるのでしょうか。

行政は、住民の生命・財産と健康を守る責務を負っています。常に弱者の立場に立ち、この町で生活して良かったといえる、あたたかな町づくりを目指すことこそ行政の負うべき真の使命ではないでしょうか。

特に、税金滞納者で一人暮らしの方は、地域とのコミュニケーションがとれず、概ね孤立

している状況にあると考えられます。また、携帯電話や固定電話もなく通信手段を持たないケースが多いのが実情です。このことから、声なき声を行政がどこまで把握することができるのかが一つの課題であるといえるでしょう。

そのためには、当課が有する情報を基に納付相談等に赴くことができない税金滞納の方、あるいは督促催告に反応のない方等については、できるだけ早期の自宅訪問を繰り返して実施し、ご本人より現状における生活状況を詳細に聞き取ることが生活再建への第一歩であると考えています。

しかしながら、税金等の滞納のない低所得世帯の方(非課税世帯)については、当課単独では現状を把握することが困難であり、福祉部門との協働関係が重要となってきます。

そのような関係を構築することにより、それぞれ得意分野例債権管理課では多重債務者対策を生かしながら情報共有していくことも可能となり、当課が主宰する債権管理連絡会議の果たす役割は、今後益々その重要性が高まっていくものといえるのではないのでしょうか。

そして、前提としてまずは行政の縦割りをなくし、横断的な取り組みを通じて各課がそれぞれ連携しながら、一体となって支援できるスキームを早急に検討していく必要があります。

併せて職員一人ひとりの意識改革も取り組むべき課題であるといえます。本町の生活困窮者対策、自立支援対策をはじめとする生活困窮者対策として将来的には当課のみで担うのではなく、全庁的な支援体制の構築が望まれます。

行政には「命を守るサービス」すなわち、町民の財産と生命を守る義務があります。そして、行政には地域の困っている人を助ける拠点が必要です。

本町では、そのような体制をより強化して、地域の皆様に少しでも役に立っている町でありたいと思っております。(終わり)